

志高湖野営場グループ
 (別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場、別府市神楽女駐車場)

選定基準	審査の項目	配点	選定候補者 一般社団法人 別府市総合振興 センター	非選定団体 A
1 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。	(1) 施設の設置目的及び別府市が示した管理の方針	50点 ×5人 = 250	161	138
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果			
	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果			
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	(1) 利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果	60点 ×5人 = 300	196	174
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性			
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	40点 ×5人 = 200	120	130
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	50点 ×5人 = 250	147	119
	(2) 安定的な運営が可能となる組織体制			
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤			
	(4) 類似施設の運営実績			
	(5) 情報保護の取組			
合計		1,000点	624	561

(選定理由)

平成18年度以降、当該グループの指定管理者として良好に指定管理業務を行った実績を評価した。

さらに、各種マニュアルの整備によって各職員の業務水準を確保するなどサービスの向上等に努めており、提案された指定管理料についても他の提案者よりも低額であって、あらゆる分野の業務の効率化により経費縮減を図るという点を評価した。

施設周辺の優れた自然の風景地の特性を活かしつつ、提案がなされた自主事業を地域の各団体等と連携して行うことにより、一層の利用者の増加及び満足度の向上に期待したい。